

鳥インフルエンザウイルスの

感染予防と健康相談について

平成28年12月5日、北海道苫小牧市で回収されたハヤブサから高病原性鳥インフルエンザ（H5N6 亜型）が確認されたことが公表されました。

過去には、平成22年から23年にかけて、道内のハクチョウやカモ類から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が確認されております。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥の排泄物や体液などに濃厚に接触するなどの特殊な場合を除き、ヒトには感染しないと考えられており、日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

なお、ヒトへの感染は、東南アジア等で報告されていますが、日本国内での報告例はありません。

感染予防や健康に関する相談については、中標津保健所にご相談ください。

○ 野鳥からの感染防止のため、次のことに注意してください。

- 衰弱又は死亡した野鳥、その排泄物には直接接触しないでください。
もし、触れた場合は、速やかに「手洗い」や「うがい」を行ってください。^{注1}

注1 衰弱した野鳥や死骸には、各種の病原体や寄生虫が潜んでいる可能性があります。感染防止のため素手などで直接接触しないでください。

特に、小学生や幼児などは、好奇心から触れることも考えられますので、保護者の皆様や周囲の皆様方によるご配慮をお願いします。

- 特に、こどもは、興味から野鳥に近づくおそれがありますので、注意してください。
- 野鳥との接触後、発熱などの症状がでた場合には、速やかに保健所に相談してください。

衰弱又は死亡した野鳥や排泄物に触れるなど、鳥インフルエンザの感染について心配な方は、下記の相談窓口にご相談ください。

<相談先> 北海道中標津保健所

電話 0153-72-2168

